



# 羽村市こども計画

ともにくみ ともにそだつ こどもまんなかはむら  
"Growing Together"

令和7(2025)年度 ▶ 令和11(2029)年度



## 「子供」の表記について

国では、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用を推奨しておりますが、羽村市こども計画においては、「子供」と表記することとしています。

しかし「計画の名称」や「こども大綱」「こども基本法」などの固有の名称や引用などについては、「こども」や「子ども」を使用することとします。



“  
羽村市の子供たちが健やかに成長し、  
将来にわたって幸せに生活できるまちを目指します  
”

## 成長をはぐくむ

### ―長期総合計画の推進

羽村市では、令和4年度から第六次羽村市長期総合計画をスタートしています。

将来像である「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」の実現に向けて、未来を築く5つのコンセプトと自治体運営の方針に基づく具体的な取組の方向性を掲げ、市民・事業者の皆様との連携のもとに、様々な取組みを推進しています。

コンセプトの一つに「成長をはぐくむ」を位置づけており、子供たちが生涯を通して成長し、様々なつながりを持ち続けることが、重要であると考えています。

市では、これまでも子育てを量と質の両面から支えていくことができるよう、国や東京都の支援策などの活用も図りながら、子供や子育て家庭に寄り添い、子育て環境の充実と子供たちの健やかな成長を育むことに力を入れて取り組んでまいりました。

## 未来へ向けて

### ―子供は

### かけがえのない存在

コロナ禍を経て、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。国や東京都において、子供・子育てに関する様々な取組が進められる中で、羽村市に関係する全ての子供が心身の状況や置かれた環境に関わらず、健やかに成長し、将来にわたって

て幸せに生活できるように、羽村市こども計画を策定し、子供・子育て施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

子供はかけがえのない存在であり、羽村市の宝物であると考えています。

子供の健やかな成長を育み、子供自身が未来への希望を抱き続けられるように、市民・事業者の皆様と連携・協力を図りながら、前例や慣習にとらわれないことなく、様々な取組を進めてまいります。

市民の皆様のご理解・ご協力を心からお願いいたします。

令和7年3月

羽村市長

橋本弘山



## 01 本編

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨 .....	4
2 計画の位置づけ .....	5
3 計画の期間 .....	6
4 計画の対象 .....	6

### 第2章 羽村市の子供と子育てを取り巻く状況

1 子供・子育てに関する動向 .....	8
2 羽村市の現況と将来人口 .....	18
3 市民意見聴取結果の概要 .....	24

### 第3章 計画の目指すもの

1 目指す社会 .....	38
2 基本目標 .....	43
3 計画の体系 .....	44

### 第4章 施策の具体的な展開

1 基本目標Ⅰ .....	51
2 基本目標Ⅱ .....	65
3 基本目標Ⅲ .....	77
4 基本目標Ⅳ .....	89
5 基本目標Ⅴ .....	95
6 進捗を把握するための指標 .....	109
7 量の見込みと確保方策 .....	110

### 第5章 計画の推進

1 計画の推進体制について .....	120
2 計画の推進について .....	121

## 02 資料編

### 1 計画策定の経過

関係会議委員名簿と審議経過について .....	125
-------------------------	-----

### 2 用語解説 .....

131

### 3 第2期子ども・子育て支援事業計画

#### の量と確保の実績

子どものための教育・保育 .....	135
地域子ども・子育て支援事業 .....	136



HAMURA Plans for Children

本 編





## 第一章

# 計画の策定にあたって



## 1 | 計画策定の背景と趣旨

国では、急速な少子化の進行と人口減少、児童虐待の相談<sup>○</sup>や不登校の件数<sup>○</sup>が過去最多になるなど、子供を取り巻く環境は深刻な状況にあります。

そのような状況の中、幼児期までの子供の健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策の企画立案・推進を担う、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の新たな司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が設置されました。

同年同月には「こども施策<sup>○</sup>」を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」第10条では、市町村こども計画について、市町村は、「こども大綱」(都道府県こども計画が定められているときは、「こども大綱」及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村における「こども施策」についての計画を定めるよう努めるものとされています。

令和5年12月には、「こども基本法」第9条に基づき、日本国憲法及び児童の権利に関する条約<sup>○</sup>の精神にのっとり、次代を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子供の心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会(こどもまんなか社会)の実現を目指して、「こども施策」を総合的に推進するため、「こども大綱」が閣議決定されました。

市では、平成27年3月に「羽村市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢の変化を踏まえた、子供・子育て施策の推進に取り組んできました。

今後は、「こども基本法」や「子ども・子育て支援法」に基づき、子供・子育て施策を一体的に推進することが求められています。

このような背景を踏まえて、羽村市こども計画を策定します。

## 2 | 計画の位置づけ

本計画は、「こども大綱」、「東京都子供・子育て支援総合計画」及び「東京都子供・若者計画」を勘案して策定しています。また、市の総合的なまちづくりの指針である「羽村市長期総合計画」との整合を図るとともに、「羽村市地域福祉計画」、「羽村市生涯学習基本計画」などの子供・子育てに関する各種分野別計画、個別計画とも整合を図っています。

また、本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と同様に、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく羽村市次世代育成支援行動計画の後継計画とし、既存の各法令に基づく計画と一体的に策定し、羽村市の「こども施策」全体を包含した計画として策定しています。

### 一体のものとして策定した各計画

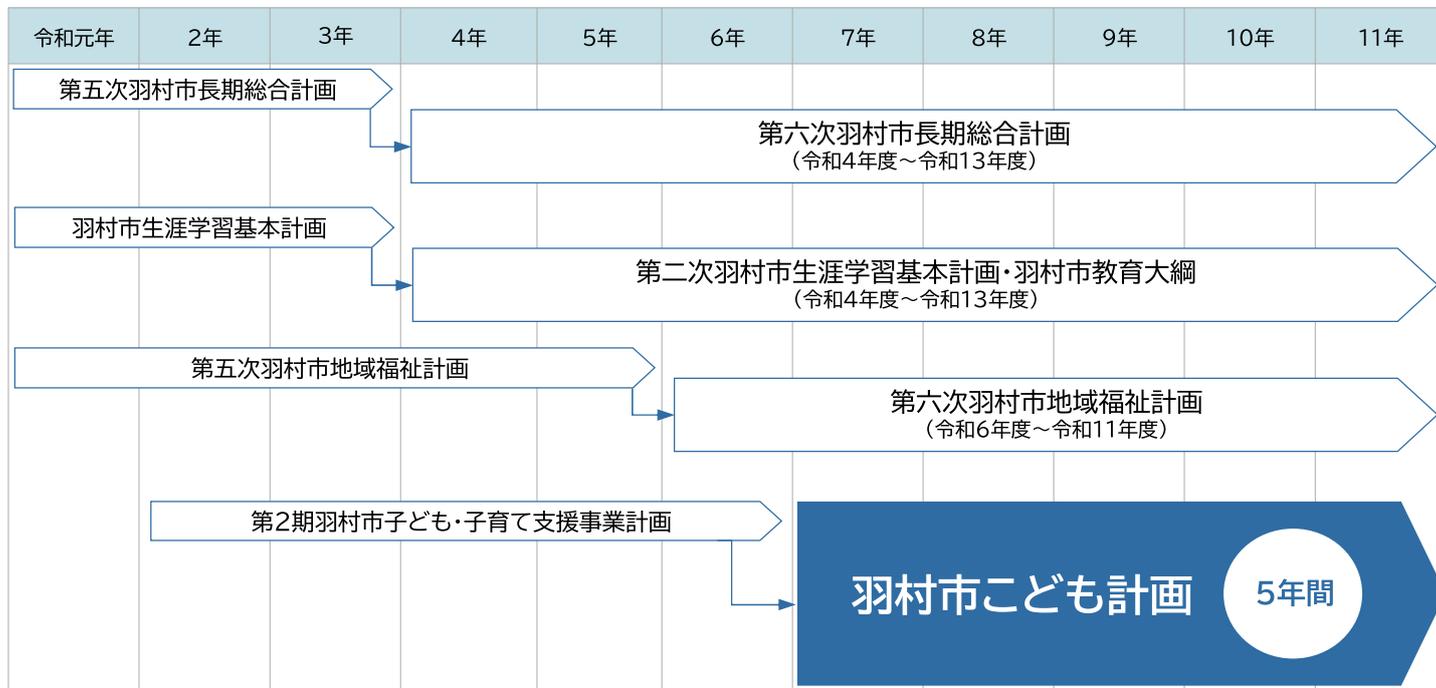
- 1 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 2 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- 3 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」

### 計画の位置づけのイメージ



### 3 | 計画の期間

羽村市子ども計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。



### 4 | 計画の対象

本計画の対象は、「子ども基本法」と同様に、「子供(心身の発達の過程にある者)」を対象とします。また、子育て世帯も対象とします。施策内容は、対象者に応じて柔軟に対応していきます。

#### 【参考】各法令等における子供・若者の区分

条約等の名称	呼称	区分
子ども基本法	子ども	心身の発達の過程にある者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
東京都子ども基本条例	子ども	18歳に満たない者
民法	未成年者	18歳未満の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者